

令和元年度
名城大学土木会

総会資料

令和元年6月9日(日曜日)
9時30分～10時30分

名城大学 天白キャンパス
共通講義棟 南館 S502

名城大学土木会

令和元年度 名城大学土木会 総会 議 事 次 第

司 会：名城大学土木会 副会長 中川 義治

1. 開 会

2. 挨 拶

名城大学土木会会長……………尾中 宗久
社会基盤デザイン工学科長 石川 靖晃

3. 議長、書記及び議事録署名者の選出(会則第14条2、第16条関連)

4. 議 事 第1号議案 平成30年度 事業報告…………… (副会長：高瀬 浩吉) 1

第2号議案 平成30年度 決算報告…………… (副会長：板澤 幸夫) 4

会計監査報告…………… (監 事：高井 錠治) 7

第3号議案 令和元年度 事業計画(案)…………… (副会長：春山 茂樹) 8

第4号議案 令和元年度 予算計画(案)…………… (副会長：板澤 幸夫)10

第5号議案 会則の改訂について…………… (会 長：尾中 宗久)12

第6号議案 役員を選出について…………… (会 長：尾中 宗久)27

その他(会務運営に関する重要事項について(会則14条第4項の6))

(議長団退任)

5. お知らせ(お願い・連絡事項)…………… (副会長：春山、高瀬、中川)31

6. 閉 会

第1号議案 平成30年度事業報告

名城大学土木会会則第15条第4項(1)に基づき、平成30年度事業報告について、これを諮る。

(1) 総会の開催

「平成30年度名城大学土木会総会」は、平成30年6月10日(日)に天白キャンパス(共通講義棟南館S502)で開催した。

(2) 評議員会の開催

「平成30年度名城大学土木会評議員会」は、令和元年5月17日(金)に天白キャンパス(研究実験棟Ⅱ多目的室)で開催した。

(3) 幹事会の開催

「平成30年度名城大学土木会幹事会」は、平成30年7月、9月、11月、12月及び平成31年4月の計5回、天白キャンパス(第1回、第2回、第5回)又はナゴヤドーム前キャンパス(第3回、第4回)で開催した。

更に、名城大学土木会の課題解決のために以下の検討会を設置した。

- 1) 「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」検討会は、8月に開催し、検討結果は第2回幹事会(9月)に諮り、承認を得た。
- 2) 「期別(代表)幹事」(仮称)検討会は開催を見送った。

(4) 名城大学土木会年末情報交換会の開催(主催：名城大学土木会年末情報交換会実行委員会)

「第42回名城大学土木会年末情報交換会」は、平成30年11月22日(木)に名城大学名古屋ドーム前キャンパスで、出席者数167名(右表参照)で開催した。

講演会は、(株)日本旅行 地方創生推進本部 地方創生推進部 マネージャー 久下 浩明氏に、「インフラツーリズムの可能性について」(インフラが観光客を魅了し、地方再生をもたらす)をテーマにご講演を頂いた。

区分	出席者数
有職 ^{※1}	148名
無職 ^{※2}	2名
女性 ^{※3}	2名
卒業後5年以内の有職者	7名
学生	2名
来賓	6名
合計	167名

※1 教員12名・OB教員1名含む。 ※2 OB教員1名含む。 ※3 教員1名含む。

(5) 社会基盤デザイン工学科教員との意見交換の開催

開催を見送った。

(6) 名城大学土木会誌の発刊

名城大学土木会誌第13号を制作し、平成30年11月15日に発刊(HPにアップ)した。

(7) 名城大学土木会(職場別)名簿の作成

作成を見送った。

(8) 土木会のホームページの更新・管理

1) 第 42 回名城大学土木会年末情報交換会のスナップ写真を平成 31 年 2 月 28 日にアップした。なお、これの案内を希望した情報交換会出席者等にはメールでお知らせした。

2) 名城大学土木会誌第 13 号を平成 30 年 11 月 15 日にアップした。(再掲)

3) ドメインを更新した。

新ドメイン：<http://www.meijo-ob.com/dobokukai/>

4) その他、必要に応じ適時更新した。

(9) 準会員等に対する支援

1) 進路サポート支援は見送った。

2) 新会員支援は、平成 31 年 3 月 20 日(水)に開催された祝賀会を補助した。

3) オープンキャンパスの活動に補助した。(新規)

(10) 卒業生名簿の作成・贈呈

卒業生(名城大学土木会 新会員)名簿を作成し、平成 30 年度学位記授与式(平成 31 年 3 月 20 日(水))で贈呈した。(学科に依頼)

(11) 卒業記念品の調達・贈呈

卒業記念品(印鑑)を調達し、平成 30 年度学位記授与式(平成 31 年 3 月 20 日(水))で贈呈した。(学科に依頼)

(12) 新卒幹事の委嘱

新卒幹事の委嘱は、平成 31 年 3 月 20 日(水)に開催された祝賀会で委嘱した。

(13) 卒業予定者の卒業論文発表会に出席

出席を見送った。

(14) 他同窓会事業に出席

- ・ 平成30年 6 月10日(日)に開催された、「学部長及び学科長との懇談会」に出席した。
- ・ 平成30年 7 月15日(日)に開催された、「校友会60周年記念行事」に出席した。
- ・ 平成30年10月25日(木)に開催された、「理工学部長、各学科長、専門委員と理工同窓会、技術士会との懇談会」に出席した。
- ・ 平成31年 2 月10日(日)に開催された、「名城大学賀詞交歓会」に出席した。

(15) 退職教員記念事業に出席

社会基盤デザイン工学科の退職教員はいなかった。

第 2 号議案 平成 30 年度決算報告

名城大学土木会会則第 15 条第 4 項(1)に基づき、平成 30 年度会計決算報告について、これを諮る。

1. 一般会計

<収 入>

項 目	予 算	決 算	備 考
前年度繰越金 ^{※1}	2,074,391	2,064,391	
新会員入会金	1,100,000	990,000	新入会員 99 名 ^{※2}
下部組織援助金 ^{※3}	176,100	156,100	
卒業記念品援助金	44,000	44,000	
特別会計から繰入	—	28,947	年末情報交換会費
その他	9	34	預金利子
合 計	3,394,500	3,283,472	

※1：前年度繰越金は、卒業できなかった学生から徴収した入会金(10,000 円)が含まれていることが判明した為、これは預り金として別途管理することとし、前年度繰越金から減額した。

※2：新入会員は、学部生のみである。

※3：下部組織援助金の決算額は、学部長及び学科長との懇談会費 20,000 円を除いた額である。

<支 出>

項 目	予 算	決 算	備 考
年末情報交換会援助費	100,000	0	
土木会誌発刊費	100,000	0	
土木会(職場別)名簿作成費	400,000	0	
土木会ホームページ更新費	100,000	0	
進路サポート支援費	60,000	0	
準会員支援費	100,000	16,935	
JABEE 援助費	20,000	27,076	
新会員支援費	300,000	362,500	
卒業生名簿作成費	70,000	38,000	
卒業生記念品費	165,000	144,342	
活動補助費	60,000	26,080	
退職記念品費	50,000	0	
慶弔費	50,000	0	
会議費	250,000	201,299	雑則 3. 第 2 条
謝金	40,000	40,000	
通信費	10,000	3,240	

項 目	予 算	決 算	備 考
雑費	240,000	0	
予備費	1,279,500	0	
合 計	3,394,500	859,472	

※1：学部長及び学科長との懇談会費 20,000 円は含まない。

<繰越金>

収入決算 支出決算 繰越額
 3,283,472 円 - 859,472 円 = 2,424,000 円

2. 特別会計

(1) 年末情報交換会

<収 入>

項 目	予 算	決 算	備 考
繰越金	0	0	
会費※1	750,000	777,000	
一般会計より繰入	100,000	0	
雑収入	—	20,000	寸志、祝儀
合 計	850,000	797,000	

※1：会費内訳は、有職者・先生が 148 名@5,000 円=740,000 円、無職・女性・5 年以内の卒業生の会員が 11 名@3,000 円=33,000 円、学生が 2 名@2,000 円=4,000 円である。

<支 出>

項 目	予 算	決 算	備 考
懇談会費	750,000	695,700	
謝金	50,000	50,000	講演会の講師代
通信費	5,000	0	
雑費	20,000	22,353	
予備費	25,000	0	
一般会計に操出	—	28,947	
合 計	850,000	797,000	

3. 積立金

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

積立金 10,000,000 円

<内 訳>

(1) 郵貯銀行(口座開設：平成 29 年 10 月) 6,200,000 円

- (2) 郵貯銀行(口座開設：平成 29 年 10 月)…………… 500,000 円
- (3) 三菱東京 UFJ 銀行(口座開設：平成 27 年 10 月)…………… 3,300,000 円

4. 預り金

卒業予定者から徴収した入会金のうち、卒業が出来なくなった学生から徴収した入会金は、名城大学土木会が預かるものとする。

<預り金>

平成 30 年預り金	：	1 名	10,000 円
平成 31 年預り金	：	2 名	20,000 円
			<hr/>
			30,000 円

会計監査報告

平成 30 年度名城大学土木会会計を監査した結果、通帳・諸帳簿に誤りがないことを確認した。

令和 元 年 5 月 10 日

溝 口

孝文子



高 井

錠治



第3号議案 令和元年度事業計画(案)

名城大学土木会会則第15条第4項(2)に基づき、令和元年度事業計画(案)について、これを諮る。

(1) 総会の開催

「令和元年度 名城大学土木会 総会」は、令和元年6月9日(日)に、天白キャンパス 共通講義棟 南館 S502 で開催する。

(2) 評議員会の開催

「令和元年度 名城大学土木会 評議員会」は、令和2年5月中旬に開催する(場所未定(平成30年度は天白キャンパス(研究実験棟Ⅱ 多目的室)で開催))。

(3) 幹事会の開催

「令和元年度 名城大学土木会 幹事会」は、開催頻度は5回程度とし、天白キャンパス又はナゴヤドーム前キャンパスで開催する。

さらに、下記課題解決のために、検討会を設け検討する。

- 情報の更なる深化のための「期別(代表)幹事」(仮称)の新設について

(4) 名城大学土木会年末情報交換会の開催

「第43回 名城大学土木会年末情報交換会」は、次の通り開催する。

日 時：令和元年11月22日(金)18:00～21:00

場 所：未定(第42回：名城大学 名古屋ドーム前キャンパスで開催)

内 容：第一部：講演会(講演内容未定)

第二部：情報交換会

主 催：名城大学土木会年末情報交換会実行委員会

(5) 社会基盤デザイン工学科教員との意見交換の開催

「社会基盤デザイン工学科教員との意見交換」は、次の通り開催する。

日 時：令和2年2月中旬頃

場 所：名城大学 天白キャンパス

目 的：名城大学土木会事業の概要及び社会基盤デザイン工学科の近況等について

(6) 名城大学土木会誌の発刊

名城大学土木会誌第14号は、名城大学土木会会員相互の情報発信誌として、令和元年10月下旬に発刊(HPにアップ)する。

(7) 名城大学土木会(就職先別)名簿の作成

名城大学土木会(就職先別)名簿は、名城大学土木会会員相互の親睦と情報交換を目的に作成する。

なお、作成した名簿は社会基盤デザイン工学科と共有する。

(8) 土木会のホームページの更新・管理

土木会ホームページの更新・管理は、社会基盤デザイン工学科の協力の基、必要に応じ適時実施する。

(9) 準会員等に対する支援・補助

1) 進路サポート支援として、社会基盤デザイン工学科が実施する進路サポートを支援する。

2) 準会員活動支援として、オープンキャンパス等の活動を支援する。

3) 新会員援助として、名城大学土木会新会員の連携強化を図るため、祝賀会費の一部を補助する。

4) 外部評価委員会援助として、外部評価委員会費を補助する。

(10) 卒業生名簿の作成・贈呈

令和元年度卒業生(名城大学土木会 新会員)名簿の作成を支援し、令和元年度 社会基盤デザイン工学科学位記授与式で贈呈する。

(11) 卒業記念品の調達・贈呈

卒業記念品の調達を支援し、令和元年度 社会基盤デザイン工学科学位記授与式で贈呈する。

(12) 新卒幹事の委嘱

社会基盤デザイン工学科長から推薦を受けた卒業生を委嘱する。

(13) 卒業論文発表会に出席

卒業論文発表会に出席する。

(14) 他同窓会事業に出席・協賛

理工同窓会等が実施する事業に出席する。

(15) 退職教員記念事業に出席

社会基盤デザイン工学科が実施する退職教員の記念事業に出席する。

第4号議案 令和元年度予算計画(案)

名城大学土木会会則第15条第4項(2)に基づき、令和元年度予算計画(案)について、これを諮る。

1. 一般会計

<収入>

項 目	予 算	備 考
前年度繰越金	2,424,000	
新会員入会金	1,080,000	新入会員108名 ^{※1} の見込み
下部組織援助金	181,400	
卒業記念品援助金	45,300	
その他	300	利子・利息
合 計	3,731,000	

※1：新入会員は、学部生100人(預り金3人含む。)、大学院生8人の見込みである。

<支出>

項 目	予 算	備 考(第3議案)
年末情報交換会援助費	100,000	(4) 関連
土木会誌発刊費	100,000	(6) 関連
土木会(就職先別)名簿作成費	400,000	(7) 関連
土木会ホームページ更新費	100,000	(8) 関連
進路サポート支援費	60,000	(9) 関連
準会員支援費	100,000	(9) 関連
新会員援助費	400,000	(9) 関連
外部評価委員会援助費	30,000	(9) 関連 (昨年度まではJABEE援助費)
卒業生(名城大学土木会 新会員)名簿作成費	50,000	(10) 関連
卒業生記念品費	162,000	(11) 関連
活動補助費	60,000	(14)(15) 関連
退職記念品費	50,000	雑則1. 関連
慶弔費	50,000	雑則2. 関連
会議費	250,000	(1)～(3)(5) 関連
謝金	40,000	雑測4. 関連
通信費	10,000	
雑費	10,000	
予備費	1,759,000	
合 計	3,731,000	

2. 特別会計

(1) 年末情報交換会

<収 入> (円)

項 目	予 算	備 考
会費	750,000	150人と想定
一般会計より繰入	100,000	
合 計	850,000	

<支 出> (円)

項 目	予 算	備 考
懇談会費	750,000	150人と想定
謝金(講演会)	50,000	
通信費	5,000	
雑費	20,000	
予備費	25,000	
合 計	850,000	

3. 積立金

令和2年3月31日時点の積立金は次のとおりとなる。

積立金 10,000,000円

<内 訳>

- (1) 郵貯銀行(口座開設：平成29年10月) 6,200,000円
- (2) 郵貯銀行(口座開設：平成29年10月) 500,000円
- (3) 三菱東京UFJ銀行(口座開設：平成27年10月) 3,300,000円

第5号議案 会則の改訂について

名城大学土木会会則第15条第4項(3)に基づき、会則の改訂について、これを諮る。

1. 評議員会の改定について

評議員会メンバーに出納を加え、第14条第4項(1)を次の通り改定する。

- 1) 会則 第14条第1項文中、会計の後に出納を加える。

2. 個人情報保護方針の改定に伴う、会則及び雑則の改定について

「個人情報保護方針」は「名城大学土木会プライバシーポリシー」として、平成30年度第2回幹事会において承認され即日施行されたのに伴い、関連する会則及び雑則を改定する。

- 1) 会則 第19条文中、「個人情報保護方針」を「名城大学土木会プライバシーポリシー」に改める。
- 2) 雑則 役員の職務権限の細則規定 第2条文中、会長の業務分担に、個人情報管理者を加える。
- 3) 雑則 役員の職務権限の細則規定 第2条文中、副会長①の業務分担に、*個人情報取扱者、保管者を加える。

3. 慶弔規定の改定について

適用対象者に評議員を加える。

なお、葬儀の多様化を考慮した規定に改定する。

- 1) 雑則 慶弔規定 第2条を全面削除し、次の条文を加える。

第2条 この規定は、会則第7条に定める役員及び社会基盤デザイン工学科の教員並びに理工学部長に適用する。

- 2) 雑則 慶弔規定 第2条の次に1条を追加する。

第3条 前条に規定する者が死亡したときは、弔慰金及び供花を供える。

金額 1万円

供花 1対

但し、遺族が香典などを辞退した場合は遺族の意思を尊重する。

4. 誤字の修正

会則に誤字を発見したので、これを訂正する。

- 1) 会則 第11条第2項文中、「役員で任期中に退任・又は役員を追加しようとする場

合」を「役員で任期中に退任(削除)又は役員を追加しようとする場合」に訂正する。

- 2) 会則 第 14 条第 4 項(1)文中、事業計画を事業報告に訂正する。
- 3) 会則 第 20 条文中、3. 幹事の選出規定を追加し、以降附番を繰り下げする。
- 4) 会則 第 20 条文中、5. 個人情報に関する規定を 5. 個人情報に関する細則規定に訂正する。

名城大学土木会会則及び雑則新旧比較表

名城大学土木会会則

現行	見直し(案)
<p>第 11 条 役員の任期は次の各号による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会の役員任期は 2 年とする。但し、再選を妨げない。 2. 役員で任期中に退任・又は役員を追加しようとする場合は、評議員会の承認を受けなければならない。 なお、補充された役員の任期は前任者又は他の役員の任期と同様とする。 	<p>第 11 条 役員の任期は次の各号による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会の役員任期は 2 年とする。但し、再選を妨げない。 2. 役員で任期中に退任(削除)又は役員を追加しようとする場合は、評議員会の承認を受けなければならない。 なお、補充された役員の任期は前任者又は他の役員の任期と同様とする。
<p>第 14 条 評議員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評議員会は、会長、副会長、幹事、会計、顧問、監事および評議員をもって構成し会長がこれを招集する。なお、評議員の 1/3 以上の者から要請があったとき、会長は評議員会を開催しなければならない。 2. 評議員会は、議長 1 名を評議員会の出席者の中から選出する。 3. 評議員会における議事の議決は、総会に準ずる。 4. 評議員会は、次の事項について議決する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画および会計決算報告 (2) 事業計画および予算計画 (3) 会則の制定および改訂 (4) 役員の選出 (5) 名誉会員の推挙 	<p>第 14 条 評議員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評議員会は、会長、副会長、幹事、会計、<u>出納</u>、顧問、監事および評議員をもって構成し会長がこれを招集する。なお、評議員の 1/3 以上の者から要請があったとき、会長は評議員会を開催しなければならない。 2. 評議員会は、議長 1 名を評議員会の出席者の中から選出する。 3. 評議員会における議事の議決は、総会に準ずる。 4. 評議員会は、次の事項について議決する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告および会計決算報告 (2) 事業計画および予算計画 (3) 会則の制定および改訂 (4) 役員の選出 (5) 名誉会員の推挙

(6) その他会務運営に関する重要事項		(6) その他会務運営に関する重要事項	
第 19 条	個人情報を保護する観点から、本会が保有する個人情報を適正に取り扱う方針となる「 <u>個人情報保護方針</u> 」を別途定め、その実施に努めるものとする。	第 19 条	個人情報を保護する観点から、本会が保有する個人情報を適正に取り扱う方針となる「 <u>名城大学土木会プライバシーポリシー</u> 」を別途定め、その実施に努めるものとする。
第 20 条	本会則以外に、会務を円滑に運営するために次の各号について規定を別に定める。 (略) 3. 役員 の職務権限の細則規定 4. 個人情報 に関する規定	第 20 条	本会則以外に、会務を円滑に運営するために次の各号について規定を別に定める。 (略) 3. 幹事 の選出規定 4. 役員 の職務権限の細則規定 5. 個人情報 に関する 細則 規定

慶弔規定

現行		見直し(案)	
第 2 条	<u>本学科に在職する教員並びに理工学部長、及び現職の役員(会長・副会長・幹事・会計・監事)が死亡した場合のみ対象とし、金額等は次のとおりとする。</u> 供花 一対 香典 1万円	第 2 条	<u>この規定は、会則第 7 条の役員及び社会基盤デザイン工学科の教員並びに理工学部長に適用する。</u>
		第 3 条	前条に規定する者が死亡したときは、 <u>弔慰金及び供花を供える。</u> 金額 1万円 供花 一対 <u>但し、遺族が香典などを辞退した場合は遺族の意思を尊重する。</u>

役員職務権限の細則規定

現行	見直し(案)
<p>第2条 会長・副会長・会計の業務分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長：土木会の会務処理 <ul style="list-style-type: none"> * 各種会議及び会報資料の作成、外部講師依頼、対外調整、理工同窓会副会長、校友会会報発行委員(随時)等 ・ 副会長①：各種会議開催の処理(広報担当) <ul style="list-style-type: none"> * 幹事会・評議員会・総会のメールでの開催案内の発送、出席者の把握、弁当の注文等 <p style="text-align: center;">以下(略)</p>	<p>第2条 会長・副会長・会計の業務分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長：土木会の会務処理 <ul style="list-style-type: none"> * 各種会議及び会報資料の作成、外部講師依頼、対外調整、<u>個人情報管理者</u>、理工同窓会副会長、校友会会報発行委員(随時)等 ・ 副会長①：各種会議開催の処理(広報担当) <ul style="list-style-type: none"> * 幹事会・評議員会・総会のメールでの開催案内の発送、出席者の把握、弁当の注文等 * <u>個人情報取扱者、保管者</u> <p style="text-align: center;">以下(略)</p>

名城大学土木会会則

制 定：昭和44年7月6日

最終改訂：令和元年6月9日

第1章 総 則

第1条 本会は名城大学土木会と称する。

第2条 本会の事務所は名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は会員相互の交流・親睦を図るとともに学問の向上に努め、さらに名城大学理工学部・社会基盤デザイン工学科の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会の前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

1. 会報、名簿等の発行。
2. 土木工学に関する調査研究の講演会、懇親会等の行事。
3. 準会員に対する支援。
4. その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

第5条 本会は正会員、名誉会員をもって構成する。

1. 正会員は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 名古屋高等理工科学校土木科卒業生
- (2) 名古屋専門学校第一部・第二部応用物理土木科卒業生
- (3) 名城大学理工学部一部・二部建設工学科土木分科卒業生
- (4) 名城大学理工学部一部・二部土木工学科卒業生
- (5) 名城大学理工学部建設システム工学科卒業生
- (6) 名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科卒業生
- (7) 名城大学大学院理工学研究科修士課程土木工学専攻修了生
- (8) 名城大学大学院理工学研究科修士課程建設システム工学専攻修了生
- (9) 名城大学大学院理工学研究科博士課程建設工学専攻(土木系)修了生
- (10) 名城大学大学院理工学研究科博士課程社会環境デザイン工学専攻(土木系)修了生
- (11) 名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科の専任の教員
- (12) (1)から(10)までの専任の旧教員
- (13) 幹事会の承認により認められた者。

2. 名誉会員

本会の運営に著しく貢献され、評議員会により推挙、総会において承認された者とする。

第6条 準会員は次の各号に該当する者とする。但し、正会員は除く。

- (1) 名城大学理工学部建設システム工学科在籍者
- (2) 名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科在籍者
- (3) 名城大学大学院理工学研究科修士課程建設システム工学専攻在籍者
- (4) 名城大学大学院理工学研究科博士課程社会環境デザイン工学専攻(土木系) 在籍者準会員は卒業又は修了までに終身会費として10,000円を納めなければならない。

第4章 役 員

第7条 本会は次の各号の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 3名ないし4名
3. 幹 事 若干名
4. 会 計 1名
5. 出 納 1名 学内
6. 監 事 2名
7. 顧 問 学科長
8. 評 議 員 若干名

第8条 会長、副会長、幹事、会計、出納、監事、顧問は評議員会において選出し、総会において承認を得るものとする。

第9条 評議員は、正会員の中から選出し、総会において承認を得るものとする。

第10条 役員の職務権限は次の各号による。

1. 会長は、本会を代表し会務を処理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 幹事は、会長の命により本会の事務を分掌する。
4. 会計は、事業に係る予算、決算に関する事務を行う。
5. 出納は、事業実施に伴う金銭の出し入れを行う。
6. 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。
7. 顧問は、会長に対し助言をするものとする。

第11条 役員の任期は次の各号による。

1. 本会の役員任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
2. 役員で任期中に退任又は役員を追加しようとする場合は、評議員会の承認を受けなければならない。

なお、補充された役員の任期は前任者又は他の役員の任期と同様とする。

第5章 会 議

第12条 会議は、幹事会、評議員会、総会とし、次の各号による。

第13条 幹事会

1. 幹事会は、会長、副会長、幹事、会計、顧問をもって構成しこれを会長が招集する。
2. 幹事会は、会長が議長の任にあたる。
3. 幹事会は評議員会に提出する議案およびその他会務運営に関する事項を審議する。

第14条 評議員会

1. 評議員会は、会長、副会長、幹事、会計、出納、顧問、監事および評議員をもって構成し会長がこれを招集する。なお、評議員の1/3以上の者から要請があったとき、会長は評議員会を開催しなければならない。
2. 評議員会は、議長1名を評議員会の出席者の中から選出する。
3. 評議員会における議事の議決は、総会に準ずる。
4. 評議員会は、次の事項について議決する。
 - (1) 事業報告および会計決算報告
 - (2) 事業計画および予算計画
 - (3) 会則の制定および改訂
 - (4) 役員の選出
 - (5) 名誉会員の推挙
 - (6) その他会務運営に関する重要事項

第15条 総 会

1. 通常総会は、会長が招集し毎年1回開催する。
2. 総会は、議長1名を総会の出席者の中から選出する。
3. 議会の議決は、総会出席者の過半数をもって決する。
なお、可否同数の場合は、議長が決する。
4. 通常総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業報告および会計決算報告
 - (2) 事業計画および予算計画
 - (3) 会則の制定および改訂
 - (4) 役員承認
 - (5) 評議員承認
 - (6) 名誉会員承認
 - (7) その他会務運営に関する重要事項
5. 臨時総会は、次の各号により会長が招集する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 役員1/2以上の者から要請があったとき。

第16条 6. 総会の開催については、日時・場所・議事内容等を開催日の2週間前までに告示する。
総会、幹事会、評議員会においては、その都度書記を選出し書記が議事録を作成のうえ議長および出席者代表2名以上が署名捺印し、会計がこれを保管する。

第6章 会 計

- 第17条 本会の会計年度は、4月1日～翌年の3月31日までとする。
通常総会で新会計年度の事業計画及び予算計画が決定するまでの間は、前会計年度の予算に準じて収入及び支出することが出来る。
前項の収入及び支出は、新たに決定した予算の収入及び支出と見なす。
- 第18条 本会の資産は、会費、寄附金、その他の収入によってこれに当てる。

第7章 個人情報の保護

第19条 個人情報を保護する観点から、本会が保有する個人情報を適正に取り扱う方針となる「名城大学プライバシーポリシー」を別途定め、その実施に努めるものとする。

第8章 雑 則

- 第20条 本会則以外に、会務を円滑に運営するために次の各号について規定を別に定める。
1. 教員退職時の記念品の贈呈規定
 2. 慶弔規定
 3. 幹事の選出規定
 4. 役員職務権限の細則規定
 5. 個人情報に関する細則規定

付 記

1. 本会則は、昭和44年7月6日より施行する。
1. 本会則は、昭和52年9月18日より施行する。
1. 本会則は、平成2年9月16日より施行する。
1. 本会則は、平成9年9月21日より施行する。
1. 本会則は、平成11年9月21日より施行する。
1. 本会則は、平成14年9月29日より施行する。
1. 本会則は、平成15年9月28日より施行する。
1. 本会則は、平成20年9月28日より施行する。
1. 本会則は、平成24年6月17日より施行する。
1. 本会則は、平成26年6月15日より施行する。
1. 本会則は、平成27年6月14日より施行する。
1. 本会則は、平成29年6月11日より施行する。
1. 本会則は、令和元年6月9日より施行する。

雑則規定内容

1. 教員退職時の記念品の贈呈規定

第1条 土木会会則第20条第1号の規定による、教員退職時における記念品の贈呈規定をここに定める。

第2条 本学科の教員の退職に対し、下記の通り金品を贈呈する。

- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 勤続10年未満 | 1万円 |
| 2. 勤続10年以上20年未満 | 2万円 |
| 3. 勤続20年以上30年未満 | 3万円 |
| 4. 勤続30年以上 | 5万円 |

付記 本規定は、平成24年6月17日より施行する。

2. 慶弔規定

第1条 土木会会則第20条第2号の規定による、慶弔規定をここに定める。

第2条 この規定は、会則第7条に定める役員及び社会基盤デザイン工学科の教員並びに理工学部長に適用する。

第3条 前条に規定する者が死亡したときは、弔慰金及び供花を供える。

金額 1万円

供花 一對

但し、遺族が香典などを辞退した場合は遺族の意思を尊重する。

付記 本規定は、平成24年6月17日より施行する。

本規定は、令和元年6月9日より施行する。

3. 幹事の選出規定

第1条 土木会会則第7条第4号に規定する幹事は、正会員の中から選出される幹事と、新たに正会員となる者の中から選出される幹事(以下、「新卒幹事」という。)からなる。

第2条 新卒幹事は、学科長から推薦を受けた者で、土木会長が委嘱した者とする。

第3条 新卒幹事の委嘱期間は、卒業後2年とする。

第4条 土木会会則第11条第2号に規定する退任は、これが新卒幹事の場合は、土木会会長は速やかに学科長と相談し、後任の新卒幹事の選出を行う。

付記 本規定は、平成29年6月11日より施行する。

4. 役員の職務権限の細則規定

第1条 土木会会則第10条第1・2・4号の規定による、役員の職務権限における業務分担の規定をここに定める。

第2条 会長・副会長・会計の業務分担

・ 会長：土木会の会務処理

*各種会議及び会報資料の作成、外部講師依頼、対外調整、個人情報管理者、理工同窓会副会長、校友会会報発行委員(随時)等

・ 副会長①：各種会議開催の処理(広報担当)

*幹事会・評議員会・総会のメールでの開催案内の発送、出席者の把握、弁当の注文等

*個人情報取扱者、保管者

・ 副会長②：年末情報交換会の開催処理(業務担当)

- *会員への開催案内、出席者名簿の作成、会場担当者と打ち合わせ、出席者名簿の後整理(大学院生に担当させ、謝金を支払う) 等
- ・ 副会長③：土木会誌の編集処理(業務担当)
 - *土木会誌の寄稿依頼及び取りまとめ、印刷業者との調整等
- ・ 副会長④：HP の維持更新対応(広報担当)
 - *土木会の HP の維持更新のための原稿作成等
 - *HP の対応→大学院生に依頼
 - ・土木会 HP の定期的な更新を行うために、大学院生に担当させ、謝金を支払う。
 - ・原稿及び資料提供などは、HP 担当副会長が行う。
- ・ 会 計：事業に係る予算、決算事務及び以下の対応
 - *各種会議資料の印刷

付 記 本規定は、平成27年6月14日より施行する。
本規定は、令和元年6月9日より施行する。

5. 個人情報に関する細則規定

- ・ 会員並びに準会員は、名城大学土木会会則並びに雑則の規定内容を順守しなければならない。

付 記 本規定は、平成27年6月14日より施行する。

名城大学土木会 プライバシーポリシー(案)

(目的)

名城大学土木会(以下「本会」という。)は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を保護することが社会的責務であると考え、個人情報を保護する観点から、個人情報に関する法令及び本会規約等を遵守し、本会が保有する個人情報の取得、利用、管理について適正な取り扱いを確保することを目的として「プライバシーポリシー」を定めます。

(責務)

本会は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)等を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めます。

(周知)

本会は、このプライバシーポリシーを、本会が管理運営を行っているホームページにアップすると共に、総会における配布資料により会員に周知します。

(管理者)

本会における個人情報の管理者は、名城大学土木会会長とします。

(取扱者)

本会における個人情報の取扱者は副会長とします。なお、担当する副会長は役員の職務権限の細則規定に規定します。

(秘密保持義務)

個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。更に、その職を退いた後も同様とします。

(個人情報の取得)

- 1 本会は、準会員が卒業(修了)時に、名城大学土木会会員情報(新規・変更・修正)届(様式-1)を作成し、これを提出することにより、個人情報を取得します。
- 2 本会は、会員又は会員になろうとする者が名城大学土木会会員情報(新規・変更・修正)届(様式-1)を作成し、これを提出することにより、個人情報を取得します。
- 3 本会が会員から取得する個人情報は次の通りとし、会員が同意した事項とします。

【会員基本情報】

氏名、旧姓名、生年月日、性別

【卒業(修了)時情報】

卒業(修了)年月、学部・学科、研究室、学籍番号

【会員情報】

自宅住所、自宅電話番号

勤務先名、部署名、勤務先住所、勤務先電話番号／ファックス

連絡用 E-mail

- 4 本会が新会員に卒業(修了)時に贈呈する名城大学土木会名簿に記載する個人情報は次の通りとし、会員が同意した事項とします。

氏名、自宅住所(連絡先住所と表記する。)、自宅電話番号(電話番号と表記する。)、勤務先(就職先と表記する。)、研究室

(利用目的)

- 1 取得した個人情報は、本会行事の案内・依頼や会報の送付等に利用します。
- 2 取得した個人情報は、会員相互の交流を促進する目的で利用します。
- 3 取得した個人情報は、名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科と共同利用するために共有しま

す。

(管理)

- 1 個人情報、会長又は会長が指定する副会長が保管するものとし、適正に管理します。
- 2 個人情報が不要となった場合は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提供)

個人情報は、次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ないで第三者(委託・共同利用の相手方を除く)に提供しません。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

取扱者は、個人情報を第三者に提供したときは、法第 25 条に定める第三者提供に係る記録(様式-2)を作成し保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

取扱者は、第三者から個人情報の提供を受けるに際しては、法第 26 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録(様式-3)を作成し保存します。

(開示)

- 1 会員又は会員の委任を受けた者は、個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができます。
- 2 個人情報管理者は、会員又は会員の委任を受けた者から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第 28 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

- 1 会員又は会員の委任を受けた者は、会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。
- 2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。但し、各会員に既に配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に周知することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、棄損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(個人情報保護・管理の継続的改善)

本会は、個人情報の保護・管理の継続的な見直しを行い、改善に努めます。

(開示請求及び苦情相談窓口)

本会における開示請求及び苦情相談窓口は、名城大学土木会とします。

(附則)

このプライバシーポリシーは、平成30年9月21日から施行する。(幹事会の承認日とする。)

名城大学土木会 会員情報(新規・変更・修正)届

申請日：令和 年 月 日

【会員基本情報(必須^{※1})】

フリガナ			生年月日
氏 名	姓	名	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
フリガナ			性 別
旧・姓名	旧姓	旧名	男・女

【卒業(修了)時情報(必須^{※1})】

卒業(修了)年月	大正・昭和 平成・令和 西暦	年 月	学籍番号 ^{注2}	(公表しません。)
学部・学科 ^{注1}	<input type="checkbox"/> 名高校土木科Ⅱ部 <input type="checkbox"/> 名専校土木科Ⅰ部 <input type="checkbox"/> 名専校土木科Ⅱ部 <input type="checkbox"/> 建設工学科 土木分科Ⅰ部 <input type="checkbox"/> 建設工学科 土木分科Ⅱ部 <input type="checkbox"/> 土木工学科Ⅰ部 <input type="checkbox"/> 土木工学科Ⅱ部 <input type="checkbox"/> 建設システム工学科フレックス <input type="checkbox"/> 建設システム工学科イブニング <input type="checkbox"/> 社会基盤デザイン工学科 <input type="checkbox"/> 大学院			研究室

【会員情報】 (変更・修正の場合は該当箇所のみ記入してください。)

自宅	住所(必須 ^{※1})	〒 ー	<input type="checkbox"/> 不可
	TEL(必須 ^{※1})		<input type="checkbox"/> 不可
勤務先	フリガナ		
	勤務先名(必須 ^{※2})		<input type="checkbox"/> 不可
	部署名		<input type="checkbox"/> 不可
	住所(必須 ^{※2})	〒 ー	<input type="checkbox"/> 不可
	TEL		<input type="checkbox"/> 不可
	FAX		<input type="checkbox"/> 不可
	E-mail ^{注3}		<input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 不要
	通 信 欄		

※土木会からの案内等が不要な場合は、情報受信用の e-mail アドレス欄の「 不要」に“レ”点を付してください。尚、土木会が会員に情報を差し上げると判断した場合は情報を発信させていただきますのでご容赦願います。

※注3：E-mail は、登録内容の確認や土木会からの情報提供等に利用します。着信拒否を行っている場合は解除をお願いします。尚、E-mail は大学から配布されたアドレス(学籍番号@alumni.meijo-u.ac.jp)の利用をご検討ください。

※会員情報(新規・変更・修正)の取扱いは、「名城大学土木会プライバシーポリシー」に基づきます。

※新会員(準会員が会員になった者を指す。)が記載する会員情報は卒業(修了)時の情報とし、その時点で知り得る最新の情報を記載してください。尚、卒業(修了)後変更が生じた場合には速やかに変更届を作成し、提出してください。

※必須^{※1}は、必要事項を必ず記入してください。必須^{※2}は、有職者のみ必ず記載してください。

※注1：学部・学科は、該当する学部・学科に“レ”点を付してください。

※注2：学籍番号は、保存されている学生手帳等から分かり得る範囲で転記してください。学籍番号は公表しません。

※通信欄は、会員相互の交流等の促進の為に自由にお使いください。但し、その内容は簡潔に記載されますようお願いいたします。

※会員基本情報のうち、公表したくない項目には「 不可」に“レ”点を付してください。

※会員情報(新規・変更・修正)届の提出は、郵送、FAX、e-mail の何れかとし、提出先は右欄の連絡先までお願いします。尚、HPからも会員情報の新規・変更・修正ができますので、これによる場合はHPの指示に従ってください。

※本届け出はインターネットからも行えます。HPの会員サイトの指示に従い登録してください。

<p>連絡先 名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科 事務室 〒468-8502 愛知県名古屋市中白区塩釜一丁目 501 TEL：(052)832-1151(代表) FAX：(052)832-1179 E-mail：dobokukai@civil.meijo-u.ac.jp</p>

名簿掲載個人情報の第三者提供記録簿

保存期間：3年

提 供 日		平成 年 月 日
提供する相手方 (申請者)	氏 名	
	所 属	
	住 所	
	電話番号	
提 供 理 由		
情報提供する対象者		
提供した情報		
本人の同意 ^{注1)}		

注1) 本人の同意による第三者提供の場合。

注2) 個人情報を本人以外の者(第三者)に提供する際は、予め本人の同意が必要です。

注3) 次のいずれかに該当する提供の場合は、この記録の作成は不要です。

- 名簿等で整理している情報以外の個人情報(紙・データ問わず)を提供する場合
- 法令に基づく提供の場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- 個人情報の取扱いを委託する場合(宅配業者など)

名簿掲載個人情報の受領記録簿

保存期間：3年

提 供 日		令和 年 月 日
提 供 者	氏 名	
	所 属	
	住 所	
	電話番号	
提供者が情報を 取得した経緯		
個人情報の対象者		
提供された情報		
本人の同意 ^{注1)}		

注1) 本人の同意による第三者提供の場合。

注2) 次のいずれかに該当する提供の場合は、この記録の作成は不要です。

- 名簿などで整理している情報以外の個人情報(紙・データ問わず)を提供する場合
- 法令に基づく提供の場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- 個人情報の取扱いを委託する場合(宅配業者など)

第 6 号議案 役員の承認・評議員の承認について

名城大学土木会会則第 15 条第 4 項(4) (5)に基づき、平成 30 年度～令和元年度の役員の承認、評議員の承認について、これを諮る。

1. 社会基盤デザイン工学科内役員の交替による名城大学土木会役員の改選

- (1) 葛 漢彬 顧問が退任し、後任に石川 靖晃 評議員(学内)が就任する。
- (2) 鈴木 温 出納が退任し、後任に中村 一樹 評議員(学内)が就任する。
- (3) 溝口 敦子 監事(学内)が退任し、後任に鈴木 温 出納が就任する。
- (4) 葛 漢彬 顧問、溝口 敦子 監事(学内)は評議員(学内)に戻る。
- (5) 石川 靖晃 評議員(学内)、中村 一樹 評議員(学内)は、評議員(学内)を退任する。

2. 名城大学大学院理工学研究科修士課程 社会基盤デザイン工学専攻修了に伴う学内兼新卒幹事の改選

- (1) H30 卒 御手洗 翔太 学内兼新卒幹事が退任する。
- (2) 新たに、H31 卒 大矢 周平 さんを学内兼新卒幹事に指名した。

3. 名城大学土木会役員の申し出による役員の改選

- (1) 名古屋港管理組合の S63 卒 桑山 幹根 幹事(市関係)が退任し、新たに、名古屋港管理組合から H 元卒 松島 和宣 評議員が幹事(市関係)に就任する。
- (2) 豊田市の H 元卒 田中 修 評議員(市関係)が退任し、新たに豊田市から H4 卒 中根 透 氏が就任する。
- (3) 名古屋高速道路公社の H4 卒 倉知 一也 評議員(市関係)が退任し、新たに H6 卒 植木 治雄 氏が就任する。
- (4) 名古屋港管理組合から H 元 松島 和宣 評議員(市関係)が退任し、新たに H2 卒 安藤 一雄 氏が就任する。

※申し出の理由は、主として社内の人事異動、組織内にある同窓会の改選によるものと聞いている。

《参考》

○平成 30 年度内の役員の退任及び役員の追加について

役員の退任及び役員を追加しようとする場合は、名城大学土木会会則第 11 条第 2 項により評議員会の承認が必要となり、その取扱いについて幹事会に諮ったところ、幹事会で承認を得たのち評議員に承認を得ることで評議員会の承認とすることを議決した。

平成 30 年度内の役員の退任及び役員を追加しようとする案件は次の 2 件であり、いずれも承認された。

尚、役員の異動日は幹事会に報告した日とした。

1. 平成 30 年 9 月 7 日付け役員の異動について

(1) S59 卒 三ツ井 達也 副会長(民間)の申し出(転勤)により退任し、後任に H9 卒 春山 茂樹 幹事(民間)が就任した。

(2) H9 卒 春山 茂樹 幹事(民間)は退任した。

(3) 幹事(民間)に、S58 卒 櫻井 敏雄 氏を追加した。

〈参考〉理工同窓会の出向役員(評議員)への変更について

S59 卒 三ツ井 達也 副会長(民間)の後任に、S52 卒 川西 光照 幹事(国)を選任し、通知した。

2. 平成 31 年 4 月 26 日付け役員の異動について

(1) S50 卒 板倉 正 評議員(民間)の死去に伴い退任し、H14 卒 長谷川 学 氏を追加した。

平成30年度～令和元年度 役員(案)

令和元年6月9日見込み

役職名	所 属	氏 名	卒年	備 考	役職名	所 属	氏 名	卒年	備 考			
顧問	学内	石川 靖晃		新任(H31.4.1)	評議員	県関係 愛知県	鈴木 祥隆	S46				
会長	国	尾中 宗久	S50				中川 富雄	S47				
副会長	国	中川 義治	S55				宮嶋 秀昭	S47				
	県	板澤 幸夫	S51	兼会計			栗木 欣也	H3				
	市	高瀬 浩吉	S54				鈴木 克成	H3				
	民間	春山 茂樹	H9	新任(H30.9.7)			田中 克	H20院				
幹事	国関係	国交省	川西 光照	S52			市関係	名古屋市	椛山 鋭一	S48		
			白木 善悟	S52					山下 弘之	S50		
			鈴木 正典	S54					保田 佳彦	S63		
			山本 昭弘	S55				豊田市	中根 透	H4	新任	
	農水省	深谷 康	S58			名高速		植木 治雄	H6	新任		
						名港管		安藤 一男	H2	新任		
	県関係	愛知県		餅原 盛久		S50		民間		永田 雄司	S50	
				大井 孝悦		S51				長谷川敬記	S51	
				大原 義朗		S51				瀧瀬 正彦	S60	
				山内 豊		S51				小林 信之	H8	
		長谷川和利	H3				長谷川 学		H14	新(H31.4.26)		
							安藤 文昭		H16			
	市関係	名古屋市		三宅 博幸		S48		先生 (OB)		鈴木 徳行		
				福田 雅之		H4				中川 建治		
				荒川 尚彦		H5				岡田富士夫	S42	
				小林 亮		H14				飯坂 武男	S41	
		名港管		松島 和宣		H元				松井 寛		
										宇佐美 勉		
	民間関係		安藤 敦司	S51				清水 泰弘	S42			
			杉山 善克	S58				久保 全弘	S42			
		森 富雄	H8博		学内		藤井 幸泰					
		櫻井 敏雄	S58	新任(H30.9.7)			板橋 一雄	S48				
		伊豆原大介	H13				新井 宗之	S49				
							岩下健太郎					
						葛 漢彬		顧問から異動				
						小高 猛司						
学内兼新卒		吉田聡一郎	H30			原田 守博	S56					
		大矢 修平	H31	新任(H31.4.1)		松本 幸正						
会計	県	板澤 幸夫	S51	兼副会長		溝口 敦子		監査から異動				
出納	学内	中村 一樹		新任		渡辺 孝一	H7					
監事	民間	高井 錠治	S51									
	学内	鈴木 温		新任								
評議員	国関係	国交省		小河 俊美	S47							
				加藤 正	S50							
				永江 豊	S50							
				森 三代次	S50							
				各務 保英	S52							
				梶川 利満	S52							

参考：理工同窓会・校友会への出向者一覧

出向先	H30d～H31d	出向先の 役職予定	備 考
理工同窓会	S50 尾中 宗久	副会長	会 長／国
	S54 高瀬 浩吉	幹事	副会長／市
	S55 中川 義治		副会長／国
	S51 安藤 敦司	評議員	評議員／民間
	S52 川西 光照		副会長／民間
	H 8 小林 信之		評議員／民間
	H 9 春山 茂樹		監査
校友会	H 8 小林 信之	副会長 → 常任理事	評議員／民間

※理工同窓会の評議員への出向者は、土木会の役員から選出する。

※校友会への出向者は理工同窓会が選出する。

お知らせ(お願い・連絡事項)

1. 名城大学土木会HPの「会員専用(Member only)」へのログインについて

名城大学土木会HPの「会員専用(Member only)」へのログインは、ユーザー名とパスワードが必要です。

ユーザー名、パスワードの入手は、メールに以下の内容を記載(書式自由)して申し込んでください。

E-mail : dobokukai@civil.meijo-u.ac.jp

氏名(フリガナ)、旧姓・旧名(フリガナ)がある場合は卒業時の氏名(フリガナ)、生年月日、性別、卒業(修了)年月、学籍番号(分かる方のみ)、学部・学科名、自宅住所、勤務先、勤務先住所、連絡先(電話番号、E-mail アドレス)

ユーザー名とパスワードの発行に当たっては、会員で有ることが確認されしだい発行となりますのでご容赦ください。

会員の皆様には大変ご面倒をおかけしますが、ユーザー名、パスワードの漏洩防止のために、ご理解とご協力をお願いします。

2. 「投稿フォトギャラリー(Photo Gallery)」への写真投稿のお願い

名城大学土木会のHPの「投稿フォトギャラリー(Photo Gallery)」は、会員以外の方も閲覧可能な状況で公開中ですが、現在、この投稿フォトギャラリーは、土木会の事業の様子を担当役員が抽出して掲載しているのが実情です。そこで、会員相互の親睦の向上を図る目的に、「投稿フォトギャラリー(Photo Gallery)」を多くの会員の皆様に活用・閲覧して頂きたいと考えました。

会員の皆様の近況や活動状況等を公表する場として、更には、会員の皆様が社会基盤デザイン等に携わった仕事や視察で感銘を受けた施設等を公表する場として、「投稿フォトギャラリー(Photo Gallery)」を活用して頂きたいと考えていますのでふるって投稿してください。

なお、投稿された写真の中から「名城大学土木会誌」の巻頭を飾らせて頂きます。

3. 「名城大学土木会創立 50 周年記念誌」の販売について(お願い)

名城大学土木会創立 50 周年事業で「名城大学土木会創立 50 周年記念誌」を作成し、販売しています。

販売価格は 3,600 円で、直接学校でご購入される場合は 3,200 円です。

郵送をご希望の方は、電話、若しくは E-mail で、郵便番号、住所、氏名、電話番号を連絡頂くと共に、下記まで代金を振り込んでください。振り込みが確認されしだい発送させていただきます。

なお、在庫に限りがありますので、事前に在庫確認の上ご購入頂きますようお願いいたします。

問い合わせ先：TEL：(052)832-1151(代表)

名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科事務室

E-mail：dobokukai@civil.meijo-u.ac.jp

4. 理工同窓会総会の開催

下記のとおり開催されますのでお知らせします。

開催日：令和元年6月9日(日)10：30～14：30

場 所：名城大学 天白キャンパス

【総会の部】

第1部：記念講演(10：30～11：30) 共通講義棟北 N101(名城ホール)

講 師：名城大学大学院理工学研究科

終身教授 飯島 澄男 氏

演 題：ナノメートルの世界と科学の応用

※詳細は理工同窓会のHPをご覧ください。

第2部：総 会(11：50～12：45) 共通講義棟北 N101(名城ホール)

【懇親会の部】

懇親会(13：00～14：30) タワー75 15階 レセプションホール